

第7節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求の状況

金融庁

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	98	15	60	75	24	6
2023	26	3	15	18	10	2
2024	148	12	43	55	22	9

証券取引等監視委員会事務局

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	12	0	13	13	2	0
2023	4	0	4	4	0	0
2024	3	0	1	1	1	1

公認会計士・監査審査会事務局

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	1	0	0	0	1	0
2023	0	0	0	0	0	0
2024	2	0	2	2	0	0

上記合算

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	111	15	73	88	27	6
2023	30	3	19	22	10	2
2034	153	12	46	58	23	10

(参考) 不服申立の状況

(件)

年度	受理	前年度繰越	諮問	答申	裁決
2022	9	9	8	9	7
2023	2	11	3	9	9
2024	5	0	4	1	1

(注1) 4月から翌年3月までの計数を行政機関情報公開法の施行状況調査と同様の定義で計上。

(注2) 2025年度における6月末までの開示請求受付件数は22件。
(金融庁：22件、監視委：0件、審査会：0件)

(注3) 2024年度における主な請求内容：金融機関等所管法人に関する文書、行政処分等に関する文書、法令の逐条解説に関する文書

(注4) 「不服申立の状況」の「答申」欄は、各年度における情報公開・個人情報保護審査会の答申の件数であり、「裁決」欄はそのうち同年度中に金融庁において裁決を行った件数。

2. 個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の状況

金融庁

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	16	2	8	10	4	0
2023	9	0	6	6	7	0
2024	9	4	4	8	3	1

証券取引等監視委員会事務局

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	1	0	1	1	0	0
2023	1	0	1	1	0	0
2024	3	0	3	3	0	0

公認会計士・監査審査会事務局

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	2,371	2,358	0	2,358	0	7
2023	94	96	0	96	1	6
2024	112	105	1	106	2	3

上記合算

(件)

年度	受理	開示決定			不開示決定	請求取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2022	2,388	2,360	9	2,369	4	7
2023	104	96	7	103	8	6
2024	124	109	8	117	5	4

(参考) 不服申立の状況

(件)

年度	受理	前年度繰越	諮問	答申	裁決
2022	0	3	1	3	3
2023	0	0	0	0	0
2024	1	0	1	0	0

(注1) 4月から翌年3月までの計数を個人情報保護法の施行状況調査と同様の定義で計上。

(注2) 2025年度における6月末までの開示請求受付件数は28件。
(金融庁：3件、監視委：0件、審査会：25件)

(注3) 2024年度における主な請求内容：公認会計士試験における請求者本人の点数・答案、請求者本人が金融サービス利用者相談室へ行った相談の記録等。なお、公認会計士試験については2023年度から受験者に対し答案内容等の情報提供を開始したため、請求件数が大幅に減少している。

(注4) 「不服申立の状況」の「答申」欄は、各年度における情報公開・個人情報保護審査会の答申の件数であり、「裁決」欄はそのうち同年度中に金融庁において裁決を行った件数。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修、文書管理者・文書管理担当者を対象とした研修、文書管理補助者を対象とした研修、新規採用職員を対象とした研修を実施。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2024 年 9 月～10 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2025 年 1 月～2025 年 2 月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2024 事務年度において、保有する情報の取扱いが不適切であると認められる事例が 14 件発生した（行政文書の紛失・誤廃棄、業務システムでのダウンロード失念による行政文書消失、メールの誤送信、郵便物の誤送付）。

行政文書の紛失（行政文書ファイル所在不明等）については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、2 次被害は確認されていない。

また、メールの誤送信・郵便物の誤送付による個人情報漏えい事案に関しては、誤送信先等に対する謝罪を行う等対応済みとなっている。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 案件の室内周知、研修教材による職員の文書管理に係る意識・理解度の向上徹底。
- ② 行政文書の受領、メールの外部送信、郵便物送付等の手順に係るルールのお知らせ及び動作チェックの徹底。
- ③ 送付先住所を自動的に特定し表示するツールの活用。